○九州地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	山鹿市南島字鎌手六八一番一から同市南島字鎌手六四五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十三日

○北海道開発局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般道路

(二) 名称　二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号

(三) 区間

変更前後別	敷地の幅員	延長
前	一六・一一～三一・〇七メートル	〇・二八四キロメートル
後	一六・一一～七一・九三メートル	〇・二八四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 名称　五号

(三) 区間

変更前後別	敷地の幅員	延長
前	四〇・八三～五七・〇一メートル	〇・四二七キロメートル
後	五五・七五～六三・〇二メートル	〇・四二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 名称　二百七十五号

(三) 区間

変更前後別	敷地の幅員	延長
前	二七・八四～三三・七六メートル	〇・〇三一キロメートル
後	二七・八四～五六・三〇メートル	〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

国会事項

衆議院

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件は、四月九日議長において、次のとおり決定した。

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院事務局職員の定員に関する件（平成十三年三月十五日議長決定）の一部を次のように改正する。

本則中「千六百二十三人」を「千六百三十二人」に改める。

附　則

1　本件は、令和八年四月九日から施行し、本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件の規定は、同年四月一日から適用する。

2　本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件本則の規定にかかわらず、定員は、令和八年十一月三十日までの間は、千六百三十人とする。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、四月九日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開に関する事項

第七条第七項中「第五項第三号」を「第九項第三号」に改め、同条第十三項中「第十一項第二号」を「第十五項第二号」に改め、同条第二項の次に次の四項を加える。

議員課に、調査研究広報滞在費使途公開室を置く。

調査研究広報滞在費使途公開室は、議員課の所掌事務のうち、第二項第五号に掲げる事務をつかさどる。

調査研究広報滞在費使途公開室に、室長を置く。

室長は、上司の命を受け、調査研究広報滞在費使途公開室の事務を掌理する。

附　則

この規程は、令和八年四月九日から施行する。

議決通知

四月九日本院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員

野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏

大泉　淳一　森田　祐司

又同日国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

質問書提出

四月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

非関税障壁に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

辞令

（庶務部議員課企画調整主幹）

衆議院参事　宮澤　武範

庶務部議員課調査研究広報滞在費使途公開室長を命ずる（四月九日）

衆議院法制局

衆議院法制局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院法制局職員の定員に関する件の一部を改正する件は、四月九日議長において、次のとおり決定した。

衆議院法制局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院法制局職員の定員に関する件（平成十三年三月十五日議長決定）の一部を次のように改正する。

本則中「八十七人」を「九十人」に改める。

附　則

本件は、令和八年四月九日から施行し、本件による改正後の衆議院法制局職員の定員に関する件の規定は、同年四月一日から適用する。